

4 介護予防居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
種類	項目							
34	1111 予防医師居宅療養 1	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)介護予防居宅療養管理指導費() ((2)以外)	(一)単一建物居住者が1人の場合	507 単位	1回につき		
34	1113 予防医師居宅療養 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	483 単位			
34	1115 予防医師居宅療養 3			(三)(一)及び(二)以外の場合	442 単位			
34	1112 予防医師居宅療養 1		(2)介護予防居宅療養管理指導費 () (在宅時医学総合管理料等を算定する場合)	(一)単一建物居住者が1人の場合	294 単位			
34	1114 予防医師居宅療養 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	284 単位			
34	1116 予防医師居宅療養 3			(三)(一)及び(二)以外の場合	260 単位			
34	2111 予防歯科医師居宅療養	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1) 単一建物居住者が1人の場合		507 単位	507		
34	2112 予防歯科医師居宅療養		(2) 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		483 単位	483		
34	2113 予防歯科医師居宅療養		(3) (1)及び(2)以外の場合		442 単位	442		
34	1221 予防薬剤師居宅療養 1	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関の薬剤師の場合(月2回限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合	558 単位	558		
34	1222 予防薬剤師居宅療養 1・特薬			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	特別な薬剤の場合 + 100 単位	658		
34	1251 予防薬剤師居宅療養 2				414 単位	414		
34	1252 予防薬剤師居宅療養 2・特薬				(三)(一)及び(二)以外の場合	特別な薬剤の場合 + 100 単位	514	
34	1271 予防薬剤師居宅療養 3			378 単位		378		
34	1272 予防薬剤師居宅療養 3・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位		478		
34	1223 予防薬剤師居宅療養 1		(2)薬局の薬剤師の場合	(一)単一建物居住者が1人の場合	がん末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合(月4回限度)	507 単位	507	
34	1224 予防薬剤師居宅療養 1・特薬				(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	特別な薬剤の場合 + 100 単位	607	
34	1255 予防薬剤師居宅療養 2					507 単位	507	
34	1256 予防薬剤師居宅療養 2・特薬					特別な薬剤の場合 + 100 単位	607	
34	1225 予防薬剤師居宅療養 3				(三)(一)及び(二)以外の場合	がん末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合(月4回限度)	376 単位	376
34	1226 予防薬剤師居宅療養 3・特薬					(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	特別な薬剤の場合 + 100 単位	476
34	1253 予防薬剤師居宅療養 4			376 単位			376	
34	1254 予防薬剤師居宅療養 4・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位			476	
34	1273 予防薬剤師居宅療養 5			(三)(一)及び(二)以外の場合		がん末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合(月4回限度)	344 単位	344
34	1274 予防薬剤師居宅療養 5・特薬					(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	特別な薬剤の場合 + 100 単位	444
34	1275 予防薬剤師居宅療養 6				344 単位		344	
34	1276 予防薬剤師居宅療養 6・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位		444	
34	1131 予防管理栄養士居宅療養		ニ 管理栄養士が行う場合(月2回限度)		(1) 単一建物居住者が1人の場合		537 単位	537
34	1132 予防管理栄養士居宅療養				(2) 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		483 単位	483
34	1133 予防管理栄養士居宅療養			(3) (1)及び(2)以外の場合		442 単位	442	
34	1241 予防歯科衛生士等居宅療養		ホ 歯科衛生士等が行う場合(月4回限度)	(1) 単一建物居住者が1人の場合		355 単位	355	
34	1242 予防歯科衛生士等居宅療養			(2) 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		323 単位	323	
34	1243 予防歯科衛生士等居宅療養			(3) (1)及び(2)以外の場合		295 単位	295	
34	1261 予防看護職員居宅療養	ヘ 看護職員が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合		402 単位	402		
34	1262 予防看護職員居宅療養 ・准看		(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)	准看護師が行う場合 × 90%	362			
34	1263 予防看護職員居宅療養			362 単位	362			
34	1264 予防看護職員居宅療養 ・准看		准看護師が行う場合 × 90%	326				
34	8000 予防特別地域居宅療養管理指導加算	特別地域介護予防居宅療養管理指導加算		所定単位数の 15% 加算				
34	8100 予防居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算				
34	8110 予防居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算				

→(1)、(2)については、平成30年9月30日まで算定できる。